

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(文部科学省 平成27年1月27日) 抜粋

学校規模適正化の背景

1 学校規模の適正化が課題となる背景

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ
⇒ 小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。
- 各市町においては、こうした標準や通達、手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化を検討。
⇒ 5学級以下の小規模校は減少、標準規模の学校は増加傾向にある。(統廃合が進んでいる)
- 地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている。
⇒ 学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化している。
- 交通機関の通学への活用増加(スクールバス、路線バス、コミュニティバス等)

2 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

- 教育的な観点
児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化を検討
- 地域コミュニティの核としての性格への配慮
学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得る。

3 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

- 学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画的に講じることが必要

適正規模・適正配置について

1 学校規模の適正化

(1) 検討の際に考慮すべき視点

- 標準は「12学級以上18学級以下」であるが「特別の事情がある時はこの限りではない」という弾力的なものとなっていることに留意
- 具体的にどのような教育上の課題があるのかを考える必要
- 学級数に加え、1学級あたりの人数、将来の推計を総合的に検討

(2) 学級数に関する視点（基本的視点）

- 学級数が少ないことによる学校運営上の課題
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
 - ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
 - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
 - ⑧ 体育科の球技や音楽家の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
 - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
 - ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちになる
 - ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
 - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（複式学級の課題）

- ① 教員に特別な技術指導が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じる恐れがある。
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある

（複数学級編成ができる場合）

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たに人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる

○ 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを活かした指導に充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学級経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる
- ⑦ 平日の校内研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境が作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

○ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい

- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

○ 望ましい学級数の考え方

- ① 全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために

小学校：1学年に2学級以上（全体で12学級以上）

- ② 全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために

中学校：1学年に2学級以上（全体で6学級以上）

免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行うために

中学校：1学年に3学級以上（全体で9学級以上）

(3) 学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数（併せて考慮すべき視点）

○ 学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ① 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ② クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ③ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習に実施に制約が生じる
- ④ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑤ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑥ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑦ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑧ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○ 学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ① クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ② 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ③ 学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ④ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

(4) 大規模校及び過大規模校について

○ 大規模校及び過大規模校の課題

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある

- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割り当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

2 学校の適正配置（通学条件）

(1) 通学距離による考え方

- 小学校：おおむね4 km以内、中学校：おおむね6 km以内 が目安
（スクールバス導入時は、この限りではない）

(2) 通学時間による考え方

- おおむね1時間以内
（長時間通学によるデメリットの解消に努めること）

(3) 各地域における主体的検討の重要性

- 通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適切ではない。児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気象条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある。

参考 法令等から見た適正規模

○ 学校教育法施行規則

第41条（学級数）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 同条の規定は第79条で中学校に準用

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条（適正な規模の条件）

- 1 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

○ 公立小中学校の適正規模・配置に関する手引（文部科学省 平成27年1月27日）

- ・ 6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- ・ 通学時間はおおむね1時間以内を一応の目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当である。